

生活保護からのお知らせ

介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けようとする介護事業者の方へ

生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。(みなし指定)

生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合(※)には、生活保護法第54条の2第2項のただし書の規定に基づき、別紙2の申出書について必要事項を記載のうえ、県高齢福祉保険課に提出してください。(申出書は、県高齢福祉保険課を経て、県の生活保護担当部局健康福祉政策課へ提出されます。)

なお、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定についても同様にみなし指定となりますので、指定不要の場合は、併せて提出をお願いします。

※ 生活保護法又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方又は支援給付を受けている中国残留邦人等に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分御注意ください。